

# 令和8年度 市民税・県民税 申告について 国民健康保険税

この申告は、市民税、県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を算定する基礎となるほか、各種届出書・申請書に必要な証明書などを発行する場合の重要な資料となります。

申告が必要な方は、必ず申告書を提出してください。

なお、この申告書は昨年申告を行った方等に送付しております。

★提出期限 3月16日(月)まで

★提出方法

## 1 電子送信での提出(3月16日(月)23:59までに送信)

申告手続きについての詳細は、松本市公式ホームページをご覧ください。  
申告書作成システム(右の二次元コードからご覧いただけます。  
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/e-shinsei/50125.html>  
アクセスしてください。)より申告書を作成、電子送信してください。  
※市民税・県民税額やふるさと納税の控除限度額の試算もできます。

松本市公式  
ホームページ  
申告書作成  
システムはこち  
ら



## 2 郵送での提出(3月16日(月)必着)

別紙「申告書の書き方」をご覧いただき申告書に必要事項を記入のうえ、証明書類等を添付して郵送してください。  
なお、申告書には電話番号を必ず記入してください。  
※証明書類の添付がない場合は控除が受けられません。  
※マイナンバーカードの写し等の添付が必要になります。  
同封の「本人確認書類添付台紙」をご利用ください。  
※申告書の控えが必要な場合は、返信用封筒(宛名を記入のうえ、切手を貼付したもの)を同封してください。

松本市役所市民税課  
〒390-8620 松本市丸の内3番7号  
☎(0263)34-3000(代表)  
内線1354~1359  
(0263)34-3232(直通)  
FAX(0263)36-9345

## 3 申告会場での提出

詳細は裏面をご覧ください。

### ○申告に必要なもの

- 1 申告書
- 2 「マイナンバーカード(個人番号カード)」または「マイナンバー通知カード等と身元確認書類」
- 3 前年中の所得が明らかになる資料(給与・公的年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書等)
- 4 営業等・農業・不動産所得のある方は収支内訳書(事前に収入・支出を計算してください)
- 5 前年中に支払った保険料等がわかる資料
  - (1) 国民年金保険料・生命保険料・地震保険料は証明書
  - (2) 医療費は医療費控除の明細書および医療費通知
  - (3) 健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は支払った金額のわかるもの

※別紙「申告書の書き方」および同封の「本人確認書類添付台紙」もご覧ください。

### ○所得税の確定申告をする方

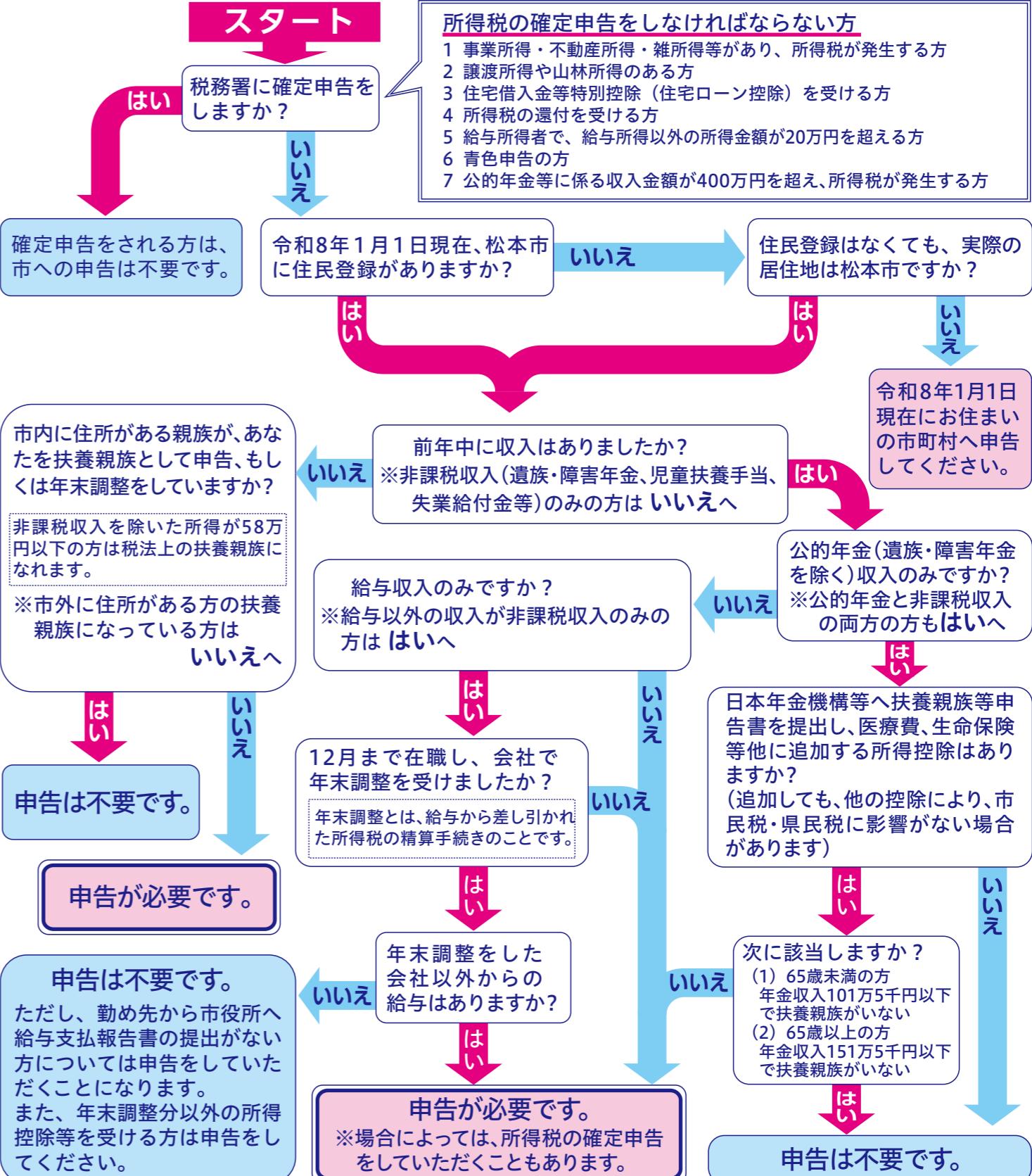
右ページ「所得税の確定申告をしなければならない方」に当てはまる方や税務署から確定申告のお知らせはがき等が郵送されている方は松本税務署に確定申告書を提出してください。

※所得税の確定申告に係るマイナンバーの取り扱いについては松本税務署へお問い合わせください。

※できる限り e-Tax で申告、または郵送で松本税務署へご提出ください。

松本税務署  
〒390-8710  
松本市城西2丁目1番20号  
☎(0263)32-2790  
(自動音声案内)

あなたは、市民税・県民税・国民健康保険税の申告が必要ですか？



ご不明な点は市民税課へお問い合わせください。

- [注] 1 上の図は申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安であり、ここに載っていないケースでも申告が必要な場合があります。
- [注] 2 申告が必要な方が申告書を提出しないと、市・県営住宅の入居や各種届出・申請に必要な証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定や医療、福祉、保育等の各種判定において不利益が生じる可能性がありますので、必ず申告をしてください。

## ★申告受付会場と日程

受付開始：各会場とも申告開始の30分前からになります。

※岡田出張所、笠賀出張所、内田出張所、入山辺出張所、寿台公民館、奈川支所、ふれあいパーク乗鞍  
では申告受付を行いませんので予めご了承ください。

※松本市役所本庁舎以外の申告時間は、正午～午後1時を除きます。

※申告書上部に記載の受付指定日にお越しください。ご都合が悪い場合は別会場でも申告いただけ  
ます。

地区名	日程（土曜・日曜・祝日を除く）	申告時間	申告会場
本庁管内	2月16日（月）～3月16日（月）	午前9時～午後3時	松本市役所 本庁舎3階 大会議室
新 村	2月2日（月）～2月3日（火）	午前9時～午後3時	新村出張所
島 内	2月2日（月）～2月3日（火）	午前9時～午後3時	島内出張所
	2月9日（月）	午前9時～正午	山田公民館（山田町会のみ）
波 田	2月3日（火）～2月6日（金）	午前9時～午後3時	波田支所
中 山	2月5日（木）～2月6日（金）	午前9時～午後3時	中山出張所
神 林	2月9日（月）～2月10日（火）	午前9時～午後3時	神林出張所
本 郷	2月10日（火）～2月12日（木）	午前9時～午後3時	本郷支所
四 賀	2月10日（火）～2月13日（金）	午前9時～午後3時	四賀支所
里 山 辺 入 山 辺	2月12日（木）～2月13日（金）	午前9時～午後3時	里山辺出張所
今 井	2月13日（金）～2月16日（月）	午前9時～午後3時	今井出張所
芳 川 賀	2月17日（火）～2月19日（木）	午前9時～午後3時	芳川出張所
和 田	2月20日（金）～2月24日（火）	午前9時～午後3時	和田出張所
寿 寿 松 内	2月25日（水）～3月2日（月）	午前9時～午後3時	寿出張所
安 奈 曇 川	3月3日（火）～3月4日（水）	午前9時～午後3時	安曇支所
島 立	3月4日（水）～3月5日（木）	午前9時～午後3時	島立出張所
梓 川	3月10日（火）～3月13日（金）	午前9時～午後3時	梓川支所

## ○松本市役所周辺案内図

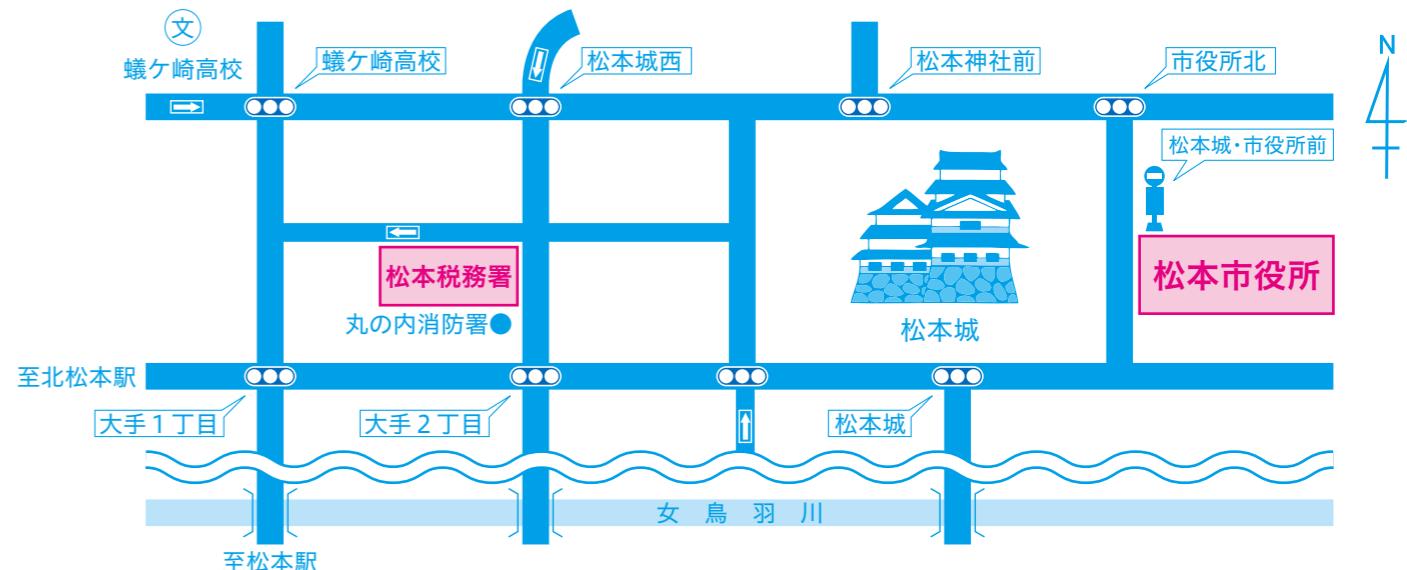
### ●松本市役所

松本市丸の内3番7号 申告についての問い合わせ先：市民税課 ☎(0263)34-3232 FAX(0263)36-9345

### ●松本税務署

松本市城西2丁目1番20号 ☎(0263)32-2790(自動音声案内)

※申告会場は **松本市役所 本庁舎 3階 大会議室** です。



## ○交通案内

各会場とも駐車場の混雑が予想されます。松本市役所本庁舎にお越しの方はなるべく公共交通機関のご利用をお願いします。

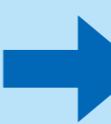
### ◆バス：JR松本駅お城口

『タウンスニーカー 北コース』または『浅間線』に乗り、「松本城・市役所前」で下車

**ご自宅のパソコンやスマートフォンから  
申告書の作成や送信ができます**

### 手続きの流れ

必要書類を準備



自宅のパソコンや  
スマートフォンで  
申告書作成



自宅のパソコンや  
スマートフォンから  
送信

詳細は松本市公式ホームページを検索

郵送で提出

**所得控除** ※配偶者・扶養親族を記入する際には、該当者のマイナンバー（個人番号）も記入してください。

# 申告書の書き方

住所・氏名・生年月日・マイナンバー（個人番号）

現住所と令和8年1月1日現在の住所を記入してください。  
氏名、ふりがな、生年月日、マイナンバー、電話番号等を必ず記入してください。

## 收入金額等・所得金額

所 得 の 種 類	内 容	備 考
営業等	製造業・飲食業・サービス業・医師 外交員・作家等	収支内訳書を添付するか、申告書裏面の7~9の内訳の欄に記入してください。
農業	農産物の生産・家畜の飼育等	
不動産	地代・家賃等	
利子	預貯金の利子等	源泉徴収されたものは申告不要
配当	株式の配当等	年間取引報告書、支払いのわかるものを添付または提示してください。
給与	給与・賃金・賞与等 (パート・アルバイトを含む) 給与所得の計算方法については裏面をご覧ください。	源泉徴収票を添付または提示してください。 源泉徴収票のない方は、裏面6の給与所得の内訳の欄に記入してください。
公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金等の年金 所得の計算方法については裏面をご覧ください。	源泉徴収票を添付または提示してください。 ※遺族年金・障害年金等を受給している方は、裏面16の「前年中に収入がなかった方の記載欄」に記入してください。
業務	副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なもの	申告書裏面の7の内訳の欄に記入してください。
その他	生命保険契約の年金等	支払いの証明書等を添付または提示してください。
総合譲渡	車両・機械・営業権等の不動産以外の資産の譲渡	保有期間 5年以下・短期 5年超・長期 特別控除額 50万円 ※詳細は申告書裏面10の欄に記入してください。
一時	生命保険満期金等	一時所得の特別控除額は50万円 ※詳細は申告書裏面10の欄に記入してください。

## 国外居住親族の扶養控除等の適用を受ける方

扶養控除等の適用を受ける方は、下記書類の添付または提示が必要です。			
国外居住控除対象扶養親族の区分		添付または提示が必要な書類	
配偶者		「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳未満又は70歳以上 (~S.31.1.1、H.8.1.2~)		「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上 70歳未満 (S.31.1.2 ~ H.8.1.1)	留学生※1	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」
	障害者	「親族関係書類」及び「障害者手帳」	「送金関係書類」
	38万円以上送金※2	「親族関係書類」	「38万円送金書類」

## 事業専従者

事業主と生計を一にする親族（15歳未満の人は除く）で、その事業に従事した期間が1年間を通じ6ヶ月を超える方が該当します。控除額は専従者の給与収入になります。白色申告者の場合、一人当たりの専従者控除額は次のいずれか少ないほうになります。

①事業専従者控除額控除前の所得金額 ÷ (専従者数 + 1)  
②50万円(配偶者は86万円)

第十一章 中国古典文学名著

控除項目	内 容	備 考
寄 附 金	都道府県・市区町村・長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部、長野県・松本市の条例で指定した団体等に対して支出した寄附金	寄附金の領収書を添付してください。 合計で2,000円を超える寄附金が対象となります。

### 所得全額調整扣除

所得金額調整控除の要件に該当する方はこちらに記入してください。  
詳しく述べる場合は、裏面をご覧ください。

前年中の収入がなかった方または非課税収入のみの方

前年中に収入がなかった方、または非課税収入（遺族年金・障害年金・児童扶養手当・失業給付金等）の  
方へ、こちらに記入してください。

## ひとり親控除、寡婦控除

ひとり親控除、寡婦控除の要件は以下のとおりです。

なお、ひとり親控除、寡婦控除ともに事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は対象外です。具体的には、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は対象外となります。

### （1）ひとり親控除【控除額 30万円】

ひとり親とは、前年の12月31日の現況で、婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方のうち、次の①～②の要件すべてに当てはまる方です。

①生計を一にする子がいること

（子の総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る）

②本人の合計所得金額が500万円以下であること

### （2）寡婦控除【控除額 26万円】

寡婦とは、前年の12月31日の現況で「ひとり親」に該当せず、次の①～②のいずれかに当てはまる方です。

①夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方

②夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない方で、

合計所得金額が500万円以下の方（この場合は、扶養親族の要件はありません）

## 配偶者控除、配偶者特別控除

市民税・県民税の配偶者控除、配偶者特別控除の控除額は、以下の表のとおりです。

「配偶者の合計所得金額」を記入してください。

納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除や配偶者特別控除は適用できません。

※納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えて、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合は、「同一生計配偶者」にチェックしてください。

配偶者 控除	配偶者の 合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除額
		一般 58万円以下	33万円	22万円	
配偶者 特別控除	老人 58万円以下	38万円	26万円	13万円	
	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超	0円	0円	0円	

## 特定親族特別控除

市民税・県民税の特定親族特別控除の控除額は以下のとおりです。

「特定親族」欄に○を記入してください。

※以下のいずれにも該当する方と生計を一にする納税義務者

- ・年齢19歳以上23歳未満の親族等（配偶者及び青色事業専従者等を除く）

- ・合計所得金額が58万円超123万円以下

- ・控除対象扶養親族に該当しない

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

## 給与所得の計算方法

給与所得の計算は、次の速算表のとおりです。

単位：円

給与収入の合計：A	給与所得の金額
650,999以下	0
651,000～1,899,999	A - 650,000
1,900,000～3,599,999	Aを「4」で割り千円未満を切り捨てます。 算出金額：B
3,600,000～6,599,999	B × 2.8 - 80,000
6,600,000～8,499,999	B × 3.2 - 440,000
8,500,000以上	A × 0.9 - 1,100,000
	A - 1,950,000

## 公的年金等の雑所得の計算方法

公的年金等に係る雑所得の計算は、次の速算表のとおりです。

単位：円

受給者年齢	公的年金等の 収入金額：A	公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	1,299,999以下	A - 600,000	A - 500,000	A - 400,000
	1,300,000～4,099,999	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
	4,100,000～7,699,999	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
	7,700,000～9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
	10,000,000以上	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000
65歳以上	3,299,999以下	A - 1,100,000	A - 1,000,000	A - 900,000
	3,300,000～4,099,999	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
	4,100,000～7,699,999	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
	7,700,000～9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
	10,000,000以上	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000

## 所得金額調整控除

次の（1）または（2）に該当する場合に、給与所得から控除するものです。

（1）給与等の収入金額が850万円を超え、次の①～③のいずれかに該当する場合

①本人が特別障害者に該当する方

②年齢23歳未満の扶養親族を有する方

③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

所得金額調整控除額

= {給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）- 850万円} × 10%

（2）給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額

= {給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）+ 公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合10万円）} - 10万円